

# 重要事項説明書

医療法人同仁会

ケアプランセンターそれいゆ



# ケアプランセンターそれいゆ 重要事項説明書

## 1. 事業者

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 事業者の名称   | 医療法人 同仁会                              |
| 事業者の所在地  | 岐阜県高山市昭和町2丁目85番地1                     |
| 法人種別     | 医療法人                                  |
| 代表者名     | 理事長 折茂 謙一                             |
| 電話・FAX番号 | TEL (0577) 34-5535 FAX (0577) 34-5502 |

## 2. 事業所

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 事業所の名称  | ケアプランセンターそれいゆ                  |
| 事業所の所在地 | 岐阜県高山市昭和町2丁目85番地1 メゾンドゆい 505号室 |
| 電話番号    | (0577) 35-3770 (0577) 35-0711  |
| FAX番号   | (0577) 36-7088                 |
| 責任者     | 管理者 寺田 歩美                      |
| 指定事業所番号 | 2172700060                     |

## 3. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、旧高山市内(※)とします。

当該地域内での交通費は居宅介護支援費に含まれます。

(※)ただし、要請があった場合はこの限りではありませんが、通常の事業実施区域を超える場合は別途次の交通費を徴収いたします。

- ・事業所から片道おおむね10km未満 150円
- ・事業所から片道おおむね10km以上 250円

## 4. 事業の目的及び運営方針

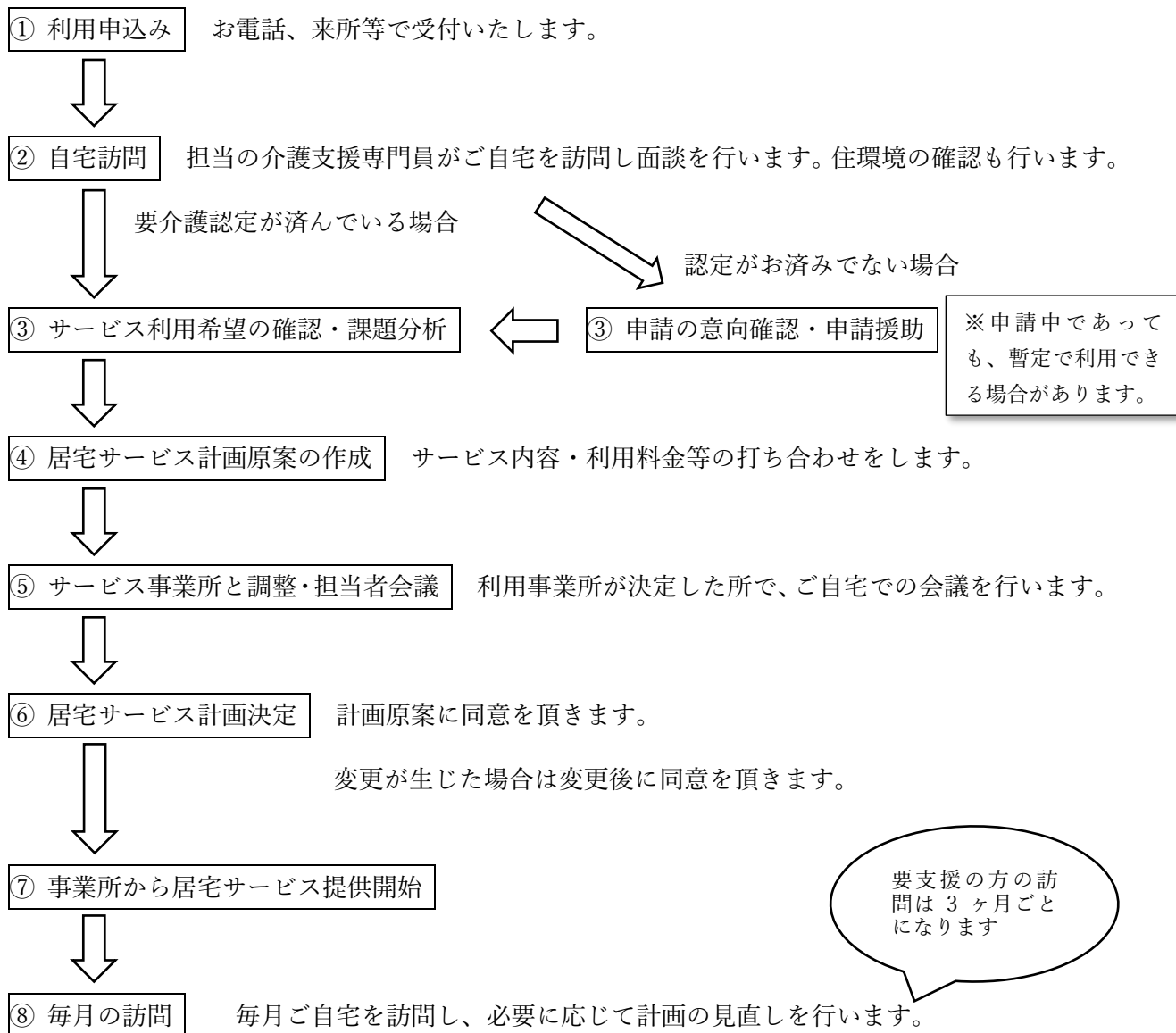
ケアプランセンターそれいゆ(以下「事業所」という)は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況や環境に応じて、適切な保健医療及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業所との連携により、総合的かつ効果的に介護サービス計画を作成するように努めます。

また、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公正中立な支援を行います。

## 5. 従業員

| 従業員の職種                         | 員数 | 区分 |    | 保有資格の内容              |
|--------------------------------|----|----|----|----------------------|
|                                |    | 専従 | 兼務 |                      |
| 管理者                            | 1  |    | 1  | 主任介護支援専門員・介護福祉士      |
| 介護支援専門員<br>(主任介護支援専門員<br>1名以上) | 3  | 2  | 1  | 介護福祉士 社会福祉士<br>歯科衛生士 |

## 6. 居宅介護支援の提供方法



## 7. サービス内容と料金

事業所が提供する主なサービス内容は以下の通りです。

### ○居宅サービス計画の作成

適切な課題分析により解決すべき課題の把握に努め、利用者の意向を尊重し保険医療・福祉サービスとの連携により総合的かつ効果的な居宅サービス計画を作成します。

計画にサービスを位置づけた理由については、求めに応じて説明を行います。

### ○利用者に対する情報提供

利用者は複数事業所の紹介を求めることができ、事業所一覧を用いるなどで情報提供を行い、サービス事業所の選定等は公正中立に行います。

サービスの種類・内容・利用料金等についての説明を行い、利用者がサービスを選択できるよう配慮します。

### ○連絡調整・担当者会議の開催

担当者会議の開催やサービス事業所への照会により、居宅サービス計画について専門的な見地から意見を求めます。

必要に応じサービス事業所との情報共有や、医療機関との連携を行います。

医療機関に入院された際には、担当ケアマネジャーの氏名を病院に伝えてください。

## ○自宅への訪問・モニタリング

ケアマネジャーは居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）にあたって、少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問し利用者・家族と面接することが義務付けられています。毎月居宅を訪問し、適切にサービスが提供されているか、利用者の心身の状況、希望等の変化を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の見直しを行います。

また、他サービス事業者と連携し、以下の条件を満たせばテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し行うことができます。

- ・利用者の同意を得ること
- ・利用者の心身の状態が安定している旨を、主治医の医学的観点からの意見で確認すること
- ・利用者や介護者の状態、サービスの利用状況、住環境等に変化がないこと等の情報収集を他サービス事業者との連携で補うこと
- ・少なくとも2ヶ月に1回（介護予防支援の場合は6ヶ月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

## ○給付管理

毎月、利用者にサービス利用票をお渡しし、説明の上で同意をいただきます。実際に提供されたサービスの内容に基づき、国保連への給付管理を行います。

居宅介護支援においては、要介護認定を受けている方の居宅介護支援費は全額介護保険から給付されますので、利用者負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、償還払いを受けることができます。

## 8. 相談時間・苦情相談窓口

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 営業日       | 月～金曜日（休日：土・日・国民の休日・年末年始）     |
| 営業時間      | 午前8時30分～午後5時30分              |
| 夜間・休日の緊急時 | 携帯：080-3671-8959（24時間連絡できます） |

## 9. 担当者の変更

担当者の変更を希望される場合は、お申し出ください。状況等により、担当者の変更もしくは他の居宅介護支援事業所の紹介等を行います。

## 10. 秘密保持

業務上知り得た個人情報については、正当な理由なく漏らすことはありません。職員でなくなった場合も同様に取り扱います（罰則規定あり）。

円滑なサービス提供のため、担当者会議やサービス事業所間との情報共有に個人情報を用いる必要がありますが、その使用範囲は別に定める個人情報の使用目的の範囲内に留め、あらかじめ文書により個人情報使用に関する同意をいただきます。

## 11. 記録の保管

サービス提供の記録については、終了から5年間保存します。

利用者・家族からの求めに限り、記録の閲覧や写しの交付（実費徴収）が可能です。

## 12. 緊急時の対応

平素から緊急連絡先や主治医等を確認し、緊急時や事故発生時等には家族への連絡を行うとともに、主治医・サービス事業所等の必要な関係各所への連絡を行います。

## 13. 賠償責任

サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、誠意ある対応をします。

## 14. 苦情・ハラスメント処理

利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応します。

事業者は、利用者又はその家族に対していかなるハラスメントも行いません。

利用者又はその家族から、ハラスメントに該当する著しい迷惑行為が認められた場合は、事実確認を行い適切に対応します。場合によっては契約解除となることもあります。

| 苦情相談窓口  |  |   |
|---|--|---|
| ケアプランセンターそれいゆ<br>0577-35-3770<br>月～金曜日（8:30～17:30）<br>担当者 寺田 歩美 | 高山市役所<br>0577-35-3178<br>月～金曜日（8:15～17:15）<br>担当窓口 高年介護課 | 岐阜県国民健康保険団体連合会<br>058-275-9826<br>月～金曜日（8:15～17:15）<br>担当窓口 介護サービス相談室 |

## 15. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、従業員に対する研修の実施や苦情処理体制の整備、その他必要な措置を行います。

虐待が疑われる場合には速やかに市町村へ通報（通報義務）します。

## 16. 身体拘束の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得たうえで、その態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由について記録します。

## 17. 契約の終了と解除

利用者は、有効期間満了日前でも1ヶ月の予告期間をおいて、契約を解除することができます。

次のいずれかに該当する場合には、契約は終了します。

- 利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院した場合
- 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援とされた場合
- 利用者が死亡した場合

事業者は、利用者の著しい背信行為等、契約を継続し難いと判断した場合には、理由を通知し1ヶ月以上の予告期間をもって契約を解除することができます。

契約は包括支援センターと結んでいますので、委託解除の際は相談が必要です

## 18. 事業継続計画

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画（BCP）を策定し、その計画に従い必要な研修（年1回）や訓練を行います。

## 19. 衛生管理

事業者は、感染症の予防及び蔓延防止に努め、対応指針等を作成するとともに、研修会（年 2 回）や訓練の実施により感染対策の資質向上に努めます。

## 20. サービス利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

要支援の方は含まれません

## 21. 留意事項

- 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び求めがあった場合は提示します。
- サービス提供実施以外の営利行為は行いません。
- 宗教勧誘・政治活動・売買行為等はお断りいたします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】 所在地 岐阜県高山市昭和町 2 丁目 85 番地 1  
メゾンドゆい 505 号室  
名称 ケアプランセンターそれいゆ  
説明者 鮎川 宏子 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解し、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

【契約者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

【代理人】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

|           |     |
|-----------|-----|
| 訪問看護      | 29% |
| 通所介護      | 27% |
| 地域密着型通所介護 | 8%  |
| 福祉用具貸与    | 71% |

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

|           |   |                              |                      |
|-----------|---|------------------------------|----------------------|
| 訪問介護      | ヘルパーステーションそれいゆ<br>66%                     | メイクス訪問介護事業所<br>25%           | 訪問介護あんのん<br>6%       |
| 通所介護      | シニア高山デイサービス<br>24%                        | リハビリデイひまわり<br>23%            | デイサービスセンター豊楽園<br>20% |
| 地域密着型通所介護 | Locomo きりん<br>さわやかハウス<br>野の風デイサービス<br>20% | デイサービス宙<br>デイサービスすこやか<br>15% | うわのデイサービス<br>8%      |
| 福祉用具貸与    | 株式会社トカイ<br>74%                            | ケア高山<br>13%                  | 高山市福祉サービス公社<br>10%   |

③判定期間（令和6年度）

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）